

市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館
及び市立つるせ台放課後児童クラブ
整備並びに維持管理運営事業

入 札 説 明 書

平成18年8月7日

富 士 見 市

目 次

1	入札説明書の位置付け	1
2	事業の概要	1
(1)	事業名称.....	1
(2)	事業場所.....	1
(3)	事業に供される公共施設等の種類.....	1
(4)	事業目的.....	1
(5)	事業概要.....	2
(6)	遵守すべき法令等	3
3	入札参加に関する条件等.....	3
(1)	応募者の構成.....	3
(2)	応募者の参加資格要件	4
(3)	応募者の資格要件	4
(4)	代表企業、構成員及び協力企業の変更.....	5
4	入札価格等について	6
(1)	予定価格.....	6
(2)	入札価格.....	6
5	入札スケジュール	7
6	入札説明書等に関する事項	7
(1)	入札説明書等の公表.....	7
(2)	入札説明書等に関する資料説明会及び現地見学会.....	7
(3)	入札説明書等に関する質問又は意見の受付	8
(4)	基本設計の変更に関する質問又は意見の受付	9
(5)	質問回答の公表	9
(6)	その他	9
7	参加表明書の提出等について	9
(1)	参加表明書の提出	9
(2)	参加資格の確認結果通知.....	10
8	入札手続き等.....	10
(1)	入札時提出書類の提出	10
(2)	入札及び開札.....	10
(3)	入札における無効事由	10
(4)	入札に当たっての留意事項	11
(5)	入札時提出書類の書換え等の禁止.....	11
(6)	入札保証金	11
(7)	費用の負担	11
(8)	著作権の帰属等	12

(9)	提案内容に関するヒアリング等の実施.....	12
(10)	審査委員会の設置	12
(11)	落札者の決定.....	12
(12)	審査講評の公表	13
(13)	入札の辞退	13
9	契約手続等	13
(1)	基本協定の締結	13
(2)	特別目的会社の設立	13
(3)	仮契約の締結.....	13
(4)	事業契約の締結	14
(5)	契約保証金	14
(6)	契約締結にまで至らなかった場合.....	14
(7)	その他	14
10	提出書類	14
(1)	資料説明会及び現地見学会	14
(2)	質問又は意見.....	14
(3)	参加表明書提出時提出書類	14
(4)	入札辞退時提出書類	15
(5)	入札時提出書類	15
11	入札時提出書類の提出方法	17
(1)	書式等	17
(2)	入札書類の提出方法	17
(3)	提案書の提出方法	17
(4)	施設計画図面集の提出方法	17
(5)	提案書（電子ファイル）の提出方法	17
(6)	その他	18
12	事務局.....	18

1 入札説明書の位置付け

この入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、富士見市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 18 年 7 月 31 日に特定事業として選定した市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業（以下「本事業」という。）に係る総合評価一般競争入札を実施するにあたり、本事業への入札を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布するものである。

別添の要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、入札説明書と一体のものである。

入札説明書と、入札説明書に先行して市が公表した実施方針、要求水準書（案）、特定事業の選定及び実施方針等に関する質問回答書との間に異なる点がある場合には、入札説明書が優先するものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業

(2) 事業場所

埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目 2551 番地 1 の一部

(3) 事業に供される公共施設等の種類

小学校、図書館分館及び放課後児童クラブ

(4) 事業目的

本事業は、少子化の影響による児童数の減少と施設の老朽化等に対応し、教育環境の向上と老朽施設の改善を早期に実現するため、鶴瀬西小学校と上沢小学校を統合した「市立つるせ台小学校」（以下「小学校」という。）、「市立図書館鶴瀬西分館」（以下「図書館分館」という。）及び「市立つるせ台放課後児童クラブ」（以下「放課後児童クラブ」という。）を複合した施設、並びにこれらに付帯する工作物等（以下、合わせて「本施設」という。）を鶴瀬第二団地建替事業の事業用地内に新設すること、並びに本施設の整備及び維持管理・運営を PFI 事業として実施することを目的とする。

(5) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、本施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における本施設の維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO（Build Transfer Operate）方式）により実施する。

また、市は、本施設を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による「公の施設」とし、図書館分館の維持管理及び運営に当たっては、富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 18 号）の定めるところにより所定の手続きを経て、事業者を指定管理者として指定し、これらの業務を委託する予定である。

イ 業務範囲

本事業の業務内容は以下のとおりであるが、詳細については要求水準書で提示する。

(ア) 本施設の設計及び設計関連業務

(イ) その他工事着工までに必要な関連手続き業務

(ウ) 本施設の建設工事及びこれらの関連業務

(エ) 屋外運動場、屋外附属施設及び外構施設（以下「屋外運動場等」という。）の設計、整備工事並びにこれらの関連業務

(オ) 工事を伴う備品の設置等の業務

(カ) 工事監理業務

(キ) 本施設の市への所有権移転に関する業務

(ク) 本施設の維持管理業務

a 建築物保守管理業務

b 建築設備等保守管理業務

c 清掃業務

d 保安警備業務

(ケ) 図書館分館運営業務

a 開館準備業務

b 総括・管理業務

c 奉仕業務

d 備品管理業務

なお、大規模修繕は本事業には含まず、市が直接行う。

ウ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。

(ア) 本施設の設計・建設に係るもの

本施設の設計・建設に係る費用については、事業期間中、事業契約書に定めるところにより、割賦方式にて支払う。

なお、本事業は、公立学校施設整備に係る国庫負担・補助事業を予定しており、

本施設（図書館分館及び放課後児童クラブを除く。）の建設に係る国庫負担・補助金が市に交付される場合は、建設費のうち国庫補助及び起債等の対象となる経費については、所有権の移転後、一括して支払う予定である。

(イ) 本施設の維持管理及び運営に関するもの

本施設の維持管理及び運営に係る費用については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払う。

エ 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成 35 年 3 月末までとする。事業終了後、本施設の維持管理及び運営業務について、市は、必要に応じ事業者と協議することがある。

事業スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

設計・建設期間	平成 19 年 4 月～平成 20 年 11 月末
本施設（屋外運動場等の一部を除く）の引渡及び所有権移転期限	平成 20 年 12 月 1 日
供用開始（屋外運動場等の一部及び図書館分館を除く）	平成 21 年 1 月 1 日
供用開始（図書館分館）	平成 21 年 4 月 1 日
本施設の維持管理及び運営期間	平成 21 年 1 月 1 日～平成 35 年 3 月末
第 2 期工事期間	平成 21 年 8 月～平成 21 年 10 月末
屋外運動場等の残り部分供用開始	平成 21 年 11 月 1 日

(6) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。詳細については要求水準書で提示する。

3 入札参加に関する条件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、単独企業（以下、本事業に応募する単独企業を、「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とし、応募グループは当該応募グループの構成員の中から代表企業を定める。

イ 応募企業は建設企業であることとし、応募グループの場合、構成員の中に建設企業を含めること。

ウ 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下、「協力企業」という。）

は、参加表明書において協力企業として明記すること。

- エ 応募企業、応募グループの構成員及び協力企業は、他の応募グループの構成員又はその協力企業となることはできない。ただし、運營業務を行う構成員又は協力企業が、他の応募グループの協力企業となることは可能とする。また、市が事業者との事業契約締結後、選定されなかった応募企業、応募グループの代表企業、構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能である。

(2) 応募者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員又は協力企業のいずれも、以下の資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
イ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
キ 市から指名停止を受けていないこと。
ク 最近 1 年間の法人事業税を滞納していないこと。
ケ 本事業のアドバイザー業務及び基本設計業務に関与した者及びその関連会社でないこと。

本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は次のとおりである。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目 7 番地 5
- ・ 日比谷パーク法律事務所 東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 1 号

本事業の基本設計業務（元設計）に関与した者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社アール・アイ・エー 東京都港区港南二丁目 12 番 26 号

- コ 審査委員会の委員が属する企業等又はその企業等と資本面若しくは人事面において関連がないこと。

(3) 応募者の資格要件

応募企業、応募グループの代表企業、構成員及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者（特別目的会社（Special Purpose Company）、以下「SPC」という。）からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれア、イ、ウ、エ、オの要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある

企業同士が実施してはならない。

ア 設計業務を行う者

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 学校施設及びこれに関連する施設等の設計業務の実績（基本設計、若しくは実施設計）を過去 5 年間で 1 件以上有し、設計業務を遂行する能力があると客観的に認められる者であること。

イ 建設業務を行う者

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建築一式工事に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の直近の総合評点が 1,200 点以上であること、又はこれと同等以上の能力を有していると認められること。複数の企業で建設業務を行う場合、少なくとも当該企業のうち出資比率等の最も大きい構成員 1 者が 1,200 点以上であること。
- (ウ) 学校施設及びこれに関連する施設等の建設業務の実績を過去 5 年間で 1 件以上有し、建設業務を遂行する能力があると客観的に認められる者であること。

ウ 工事監理業務を行う者

- (ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 学校施設及びこれに関連する施設等の工事監理業務の実績を過去 5 年間で 1 件以上有し、工事監理業務を遂行する能力があると客観的に認められる者であること。

エ 維持管理業務を行う者

- (ア) 維持管理業務を行うにあたり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。

オ 運営業務を行う者

- (ア) 運営業務を行うにあたり、図書館運営関連業務の実績を有し、業務を遂行する能力があると客観的に認められる者であること。

(4) 代表企業、構成員及び協力企業の変更

参加表明書の提出後、応募企業、応募グループの代表企業、構成員及び協力企業の変更は認めない。

落札者となった応募企業若しくは応募グループの代表企業、構成員及び協力企業について、事業契約締結日までに参加資格要件 及び を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

ただし、参加表明書の提出後、事業契約締結日までに応募グループの構成員及び協力企業に参加資格要件 及び を欠くような事態が生じた場合、市が別途指定する期間内に当該企業を除外し、提案内容の継続性を担保するために必要な措置を講じ、市が認めた場合には、変更を可能とする。

4 入札価格等について

(1) 予定価格

本事業の予定価格は、富士見市議会（9月定例会）の議決を経て債務負担行為が設定され、参加資格審査が行われた後に公表する予定である。なお、参加資格を得た応募企業又は応募グループが一者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。

(2) 入札価格

- ア 入札価格は、施設の設計・建設期間及び施設の維持管理・運営期間に係るサービス購入料の総額を提示すること。
- イ サービス購入料は、サービス購入料 A～F により構成される（事業契約書（案）別紙 12 参照）。
- ウ サービス購入料 A は、建設業務完了証交付後に一括支払い分として支払うものであり、サービス購入料 A 相当額は以下のとおりである。但し、当該金額は国庫補助金及び起債の対象等の精査によって変更する場合がある。

サービス購入料 A 相当額	金 1,700,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
------------------	--

サービス購入料 A 支払予定額は、国庫補助金及び起債対象額の精査を踏まえ、事業契約締結前までに確定するものとする。入札価格の算定におけるサービス購入料 A 相当額とサービス購入料 A 支払予定額とが大幅に変動することは想定していないが、事業契約締結前におけるサービス購入料 A の変動リスクは事業者の負担とし、事業契約締結後におけるサービス購入料 A 支払予定額の変動リスクは市の負担とする。

- エ サービス購入料 B は、本施設の設計・建設に係る費用からサービス購入料 A に相当する金額を除いた額、及びこれにかかる割賦手数料の合計とする。割賦手数料の前提となる金利は、以下により算定すること。

(ア) 割賦元金

施設の設計・建設に係る費用からサービス購入料 A に相当する金額を除いた額を割賦元金とする。

(イ) 金利（割賦手数料）

割賦手数料の前提となる金利は、基準金利とスプレッドの合計とする。割賦手数料は、本施設の引渡予定日以降発生するものとする。

a 基準金利

6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円 - 円）金利スワップレート（午前 10 時に TELERATE から発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR)）の中値とする。金利の基準日は、本施設（屋外運動場等の一部を除く）の引渡日とする。また、提案書の作成における基準日は、平成 18 年 10 月 2 日（月曜

日)とする。

提案書の作成における基準日の金利水準と、本施設の引渡日の金利水準に差が生じた場合は、サービス購入料 B を改定する。

b スプレッド

入札参加者が入札時に提出する提案書に記載するスプレッドとする。入札参加者が提案したスプレッドは事業期間中一定とし、見直しを行わない。

オ サービス購入料 C、D、E は、維持管理運営期間にわたり毎年度（四半期ごと）支払うものである。

カ サービス購入料 F は、施設供用期間中に 1 回限り支払うものである。支払時期は提案書において提案された時期とする。

5 入札スケジュール

入札スケジュールは以下のとおりである。

入札公告及び入札説明書等〔 〕の公表	平成 18 年 8 月 7 日
入札説明書等に関する資料説明会及び現地見学会	平成 18 年 8 月 11 日
入札説明書等に関する質問受付締切（第 1 回）	平成 18 年 8 月 16 日
入札説明書等に関する質問への回答公表（第 1 回）	平成 18 年 9 月 6 日
参加表明書の受付	平成 18 年 9 月 13 日
参加資格の確認結果通知	平成 18 年 9 月 19 日
入札説明書等に関する質問受付締切（第 2 回）	平成 18 年 9 月 25 日
入札説明書等に関する質問への回答公表（第 2 回）	平成 18 年 10 月 16 日
入札時提出書類の受付	平成 18 年 11 月 9 日
入札及び開札	平成 18 年 11 月 10 日
落札者の決定及び公表	平成 18 年 12 月下旬
落札者との基本協定の締結	平成 19 年 1 月初旬
事業者との仮契約の締結	平成 19 年 2 月中旬
事業者との事業契約の締結	平成 19 年 3 月中旬

〔 〕入札説明書等とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）及び事業契約書（案）その他の資料をいう。

6 入札説明書等に関する事項

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、本事業のホームページで公表する。

(2) 入札説明書等に関する資料説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する資料説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

ア 入札説明書等に関する資料説明会

(ア) 開催日時 平成 18 年 8 月 11 日（金曜日） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

(イ) 開催場所 富士見市立鶴瀬西交流センター
埼玉県富士見市大字鶴馬 3575 番地 1

イ 現地見学会

(ア) 開催日時 平成 18 年 8 月 11 日（金曜日）午後 3 時から午後 4 時まで

(イ) 開催場所 市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台
放課後児童クラブ整備予定地
埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目 2551 番地 1

ウ 参加申し込み方法

入札説明書等に関する資料説明会及び現地見学会への参加希望者は、それぞれ入札説明書等に関する資料説明会参加申込書（様式第 1 号）、現地見学会参加申込書（様式第 2 号）に必要事項を記入し、電子メールにて本事業の事務局宛に 8 月 9 日（水曜日）午後 5 時までに送付すること。

なお、参加希望者数によっては、同一企業等からの参加者数の調整を行うことがある。また、資料説明会では、入札説明書等の配布は行わないので、各自持参すること。

(3) 入札説明書等に関する質問又は意見の受付

入札説明書等に関する質問又は意見を以下のとおり受け付ける。

ア 第 1 回質問受付

(ア) 質問方法

質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式第 3 号）に記入のうえ、本事業の事務局宛に電子メールにより送付すること。

(イ) 受付期間

平成 18 年 8 月 7 日（月曜日）から平成 18 年 8 月 16 日（水曜日）午後 5 時までとする。

イ 第 2 回質問受付

(ア) 質問方法

質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式第 3 号）に記入のうえ、本事業の事務局宛に電子メールにより送付すること。

(イ) 受付期間

平成 18 年 9 月 19 日（火曜日）から平成 18 年 9 月 25 日（月曜日）午後 5 時までとする。

(4) 基本設計の変更に関する質問又は意見の受付

第 1 回、第 2 回の入札説明書等に関する質問又は意見の受付時に、基本設計の変更に関する質問又は意見も受け付けることとする。

ア 質問方法

質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「基本設計の変更に関する質問書」（様式第 2 号、以下「基本設計質問書」という。）に記入のうえ、本事業の事務局宛に電子メールにより送付すること。

イ 受付期間

平成 18 年 8 月 7 日（月曜日）から平成 18 年 8 月 16 日（水曜日）午後 5 時まで、及び平成 18 年 9 月 19 日（火曜日）から平成 18 年 9 月 25 日（月曜日）午後 5 時までとする。

(5) 質問回答の公表

ア 公表予定日

(ア) 第 1 回質問及び同時期の基本設計の変更に関する質問に対する回答

平成 18 年 9 月 6 日（水曜日）

(イ) 第 2 回質問及び同時期の基本設計の変更に関する質問に対する回答

平成 18 年 10 月 16 日（月曜日）

イ 公表方法

質問に対する回答は、原則として本事業のホームページにおいて行う。ただし、市が質問提出者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断した場合には、個別に電子メールにて回答を行うこととする。特に、基本設計の変更に関する質問については、市がそれぞれの質問者に個別に電子メールにより回答を行う。

なお、訪問、電話等による個別、直接の回答は行わない。

(6) その他

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7 参加表明書の提出等について

(1) 参加表明書の提出

入札参加希望者は、参加表明書を下記の方法により提出しなければならない。

ア 受付日

平成 18 年 9 月 13 日（水曜日）

イ 受付時間

午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

ウ 受付場所

富士見市教育委員会総務課（富士見市立中央図書館 2 階）

(2) 参加資格の確認結果通知

資格確認の結果は、申請をした者に対して、PFI 一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「資格確認結果通知書」という。）の送付により通知する。なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、資格確認結果通知書にその理由を付記する。

8 入札手続き等

(1) 入札提出書類提出届等及び提案書の提出

入札参加者は、入札提出書類提出届等及び提案書（以下「提案書等」という。）を郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）によって提出すること。郵送等は代表企業が行うこと。

ア 受領期限

平成 18 年 11 月 9 日（木曜日） 必着

イ 送付先

〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬 1873 番地 1
富士見市教育委員会総務課

ウ 留意事項

送付する提案書等の中に入札書類を同封しないこと

(2) 入札及び開札

入札参加者は、下記要領で入札書類を提出すること。入札に引き続き、開札を実施する。

ア 日時

平成 18 年 11 月 10 日（金曜日）午前 10 時

イ 場所

富士見市立中央図書館 2 階 視聴覚ホール

ウ 留意事項

入札書類は必ず代表企業が持参すること。

(3) 入札における無効事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

エ 入札に参加する資格のない者の行った入札

- オ 記載すべき事項が異なる入札書、記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- キ 予定価格を超える金額での入札
- ク 参加表明書その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ケ 入札参加者が、参加表明書提出から入札書類提出までの間に、会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- コ 同一の入札参加者が2組以上の入札時提出書類を提出した場合
- サ 入札に必要な書類が不足しているもの
- シ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- ス 入札時提出書類の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの
- セ 入札について不正な行為があったとき
- ソ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札には代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- イ 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- ウ 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ行うものとする。
- エ 入札参加者の構成員が、提案書等の提出までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、指名停止要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合、又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(5) 入札時提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、その提出した入札時提出書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(7) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。また、入札時提出書類については、返却しない。

(8) 著作権の帰属等

ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合、市は、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。また、事業者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の提案書の一部を無償で使用することができるものとする。

なお、応募者から提出された書類は返却しない。

イ 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(9) 提案内容に関するヒアリング等の実施

本事業の落札者を選定するための、当該提案の内容に関するヒアリング等は実施しない。しかし、提案内容について確認するために、事務局から応募者に問い合わせることがある。

(10) 審査委員会の設置

本事業を推進するに当たって、落札者決定基準の策定、PFI 事業者の選定等、事業の推進に必要な事項に関して審議するため、「市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業者に係る PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。委員会を構成する審査委員は以下のとおりである。

安田 信之助	城西大学経済学部教授
木越 隆	埼玉大学名誉教授
吉村 彰	東京電機大学情報環境学部教授
宇塚 一文	富士見市総合政策部長
鈴木 満	富士見市建設部長

は委員長、 は副委員長を示す。

なお、入札公告後、落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が審査委員に面談を求めるとか、入札参加者の PR 書類等を提出することなど、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁じる。

(11) 落札者の決定

審査委員会は、落札者決定基準に基づき、提案書と入札価格とを総合的に評価し、

最優秀提案者を市に答申する。市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案者をもとに落札者の決定を行う。

(12) 審査講評の公表

審査の講評は、平成 18 年 12 月下旬に本事業のホームページにおいて公表する。

(13) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第 11 号）を使用し、入札時提出書類提出日までに本事業の事務局に直接持参すること。

(14) 入札の再公告

以下に述べる事態が発生した場合、市は入札手続きを停止し、事業条件やスケジュールを見直した上で入札の再公告を行うことがある。

ア 参加資格の確認結果通知から入札までの間に、資格要件 及び を欠くような事態が生じた場合及び入札辞退により、入札に参加する者が不在となった場合。

イ 入札時に入札時提出書類の不備があった、資格要件 及び を欠いた、並びに予定価格以下の者がいなかった結果、入札に参加する者が不在となった場合。

ウ 提案書総合審査で失格となり、落札者が不在となった場合。

エ 落札者決定後、事業契約の締結日までに、落札者が資格要件 及び を満たさなくなった場合。

オ 9 (6) の事態が発生した場合で、落札者の次に高い総合評価点を得た者と契約を締結することができなかった場合。

9 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者決定後、市と落札者の代表企業及び構成員は、7 日以内に基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との仮契約の締結までに、特別目的会社（SPC）を会社法に定める株式会社として設立する。落札者の代表企業及び構成員は必ず SPC に対して出資し、代表企業は株主の中で最も多く保有する株主でなければいけない。また、構成員全体での出資比率は、SPC の全株式の 50%を超えるものとする。

(3) 仮契約の締結

市及び事業者は、基本協定の規定に基づき、富士見市議会（平成 19 年 3 月定例会）への事業契約に係る議案提出ができるように、事業者の設立後、速やかに事業契約の仮契約を締結する。

なお、仮契約締結までの間に、事業契約書の条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことがある。

(4) 事業契約の締結

仮契約は、富士見市議会（平成 19 年 3 月定例会）において本事業の契約締結に係る議決を得、事業者を図書館分館の指定管理者に指定する議決を得た場合に本契約となる。

(5) 契約保証金

契約保証金は、施設の設計・建設業務に要する経費の 100 分の 10 とする。ただし、事業者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、契約保証金の納付は免除する。

(6) 契約締結にまで至らなかった場合

落札者が事業者をして契約を締結させない場合、市は、落札者を除く入札参加者のうち、落札者決定基準に基づく総合評価得点の最も高い者が設立する事業者と契約の締結を行う。

落札者が事業者をして契約を締結させない場合、落札者が要した費用は、落札者が負担することとする。

(7) その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 提出書類

(1) 資料説明会及び現地見学会参加申込書

ア 入札説明書等に関する資料説明会参加申込書（様式第 1 号）

イ 現地見学会参加申込書（様式第 2 号）

(2) 質問書

ア 入札説明書等に関する質問書（様式第 3 号）

イ 基本設計の変更に関する質問書（様式第 4 号）

(3) 参加表明書提出時提出書類

ア 入札参加表明書（様式第 5 号）

イ 構成員一覧表（様式第 6 号）

ウ 委任状（構成員から代表企業への委任状）（様式第 7 号）

エ 委任状（代理人）（様式第 8 号）

オ PFI 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 9 号）

カ 資格要件確認表（設計業務）（様式第 10-1 号）

キ 資格要件確認表（建設業務）（様式第 10-2 号）

- ク 資格要件確認表（工事監理業務）（様式第 10-3 号）
 - ケ 資格要件確認表（維持管理業務）（様式第 10-4 号）
 - コ 資格要件確認表（運營業務）（様式第 10-5 号）
 - サ 添付書類（すべての構成員に係るもの）
 - ア 定款（最新のもの）
 - イ 会社概要（最新のもの、パンフレット等の使用も可とする）
 - ウ 印鑑証明書（入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの）
 - エ 使用印鑑届（実印に代わる印鑑を入札等に使用する場合、様式は随意）
 - オ 法人税納税証明書（地方税に係るものを含む。入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの）
 - カ 法人登記簿謄本（入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの）
 - キ 貸借対照表（直近実績 3 年間の個別貸借対照表。連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表も含む。）
 - ク 損益計算書（直近実績 3 年間の個別損益計算書。連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書も含む。）
 - ケ 利益の処分及び損失の処理に関する議案（直近実績 3 年分）
 - シ 提示書類（資格要件確認表に写しを添付のうえ、原本を提示するもの）
 - ア 設計業務及び工事監理業務を担当する者の一級建築士事務所登録を証明する書類
 - イ 設計業務を担当する者の設計実績を証明する書類
 - ウ 建設業務を担当する者の特定建設業許可を証明する書類
 - エ 建設業務を担当する者の経営事項審査結果通知書
 - オ 建設業務を担当する者の施工実績を証明する書類
 - カ 工事監理業務を担当する者の工事監理実績を証明する書類
 - キ 維持管理業務を担当する者の必要な資格（許認可、登録等）を証明する書類
 - ク 運營業務を担当する者の図書館運営関連業務実績を証明する書類
- (4) 入札辞退時提出書類
- ア 入札辞退届（様式第 11 号）
- (5) 入札時提出書類
- ア 入札提出書類提出届等
 - ア 入札提出書類提出届（様式第 12 号）
 - イ 要求水準に関する確認書（様式第 13 号）
 - イ 提案書
 - ア 提案書表紙（様式第 14 号）
 - イ 事業実施体制（様式第 15 号）
 - ウ 長期収支計画（様式第 16 号）
 - エ 資金調達計画（様式第 17 号）

- (オ) 財務の健全性と安定性の確保（様式第 18 号）
- (カ) 入札価格内訳書（様式第 19 号）
- (キ) リスク管理（様式第 20 号）
- (ク) 地域への貢献（様式第 21 号）
- (ケ) 施設計画の方針（その 1）（様式第 22 号）
- (コ) 施設計画の方針（その 2）（様式第 23 号）
- (ク) 基本設計からの変更（配置計画及び動線計画等）（様式第 24 号）
- (シ) 基本設計からの変更（その他）（様式第 25 号）
- (ス) 施設の機能及び性能（その 1）（様式第 26 号）
- (セ) 施設の機能及び性能（その 2）（様式第 27 号）
- (ソ) 屋外付帯施設及び外構計画、植栽計画（様式第 28 号）
- (タ) 構造・設備・材料の提案（様式第 29 号）
- (チ) 面積表（様式第 30 号）
- (ツ) 仕上表（様式第 31 号）
- (テ) 什器・備品等リスト（様式第 32 号）
- (ト) 図書館分館備品等リスト（様式第 33 号）
- (ナ) 設計工程計画書（様式第 34 号）
- (ニ) 工事工程計画書（様式第 35 号）
- (ハ) 設計・工事計画（様式第 36 号）
- (ホ) 工事中の周辺への配慮（様式第 37 号）
- (ヘ) 初期投資内訳書（様式第 38 号）
- (ル) 維持管理の実施体制（様式第 39 号）
- (レ) 維持管理業務（様式第 40 号）
- (ロ) ライフサイクルコストの削減（様式第 41 号）
- (ハ) 維持管理費内訳書（様式第 42 号）
- (ホ) 図書館分館運営業務の実施方針（様式第 43 号）
- (マ) 図書館分館運営実施体制（様式第 44 号）
- (ミ) 図書館分館長予定者の業務経歴（様式第 45 号）
- (ム) 図書館分館運営業務（様式第 46 号）
- (メ) 図書館分館運営業務費内訳書（様式第 47 号）
- (エ) 個人情報保護の考え方（様式第 48 号）

ウ 入札書類

- (ア) 入札書類届（様式第 49 号）
- (イ) 入札書（様式第 50 号）

エ 施設計画図面集（A3 版）

- (ア) 配置図（1/600）
- (イ) 平面図（1/400）
- (ウ) 立面図（1/400、4 面）
- (エ) 断面図（1/400、2 面）

- (オ) 時刻日影図及び等時間日影図（4 時間及び 2.5 時間）(A3 サイズに収まる縮尺)
 - (カ) 外観透視図（鳥瞰 1 面、淡彩仕上）
 - (キ) 内観透視図（小学校、放課後児童クラブ、図書館分館各 1 面、淡彩仕上）
- オ 施設設計図面を除く提案書の電子データ

11 入札時提出書類の提出方法

(1) 書式等

入札時提出書類は、A4 版を基本とし、左側綴じとすること。A3 版等を使用する場合には、折り込む等して書式を統一できるようにすること。

提案する様式は、全て、企業名等が記載されていない用紙を使用すること。

(2) 入札提出書類提出届等の提出方法

入札書提出書類提出届及び要求水準に関する確認書は封筒等に入れ、提案書とともに提出すること。

(3) 提案書の提出方法

提案書は、表紙を付け、A4 版片綴じ（左側 2 点綴じ）で、封筒等に入れ提出すること。封筒等には、表紙に提案書名（「市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業 提案書」と記載すること。）及び入札参加者を明記したものの 1 部と、提案書名だけを明記した表紙を付けたもの 20 部を入れ提出すること。

図面は A3 版のものを A4 サイズに折り込むこと。

(4) 施設計画図面集の提出方法

施設設計図面集は、表紙を付け、左側 2 点綴じで、封筒等に入れ提出すること。

封筒等には、表紙に提案書名（「市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業 施設設計図面集」と記載すること。）及び入札参加者名を明記したものの 1 部と、提案書名だけを明記した表紙を付けたもの 12 部を入れ提出すること。

(5) 入札書類の提出方法

入札書及び入札書類届は、事業名称、入札参加者名を記した封筒に入れ封印し、提出すること。

(6) 提案書（電子ファイル）の提出方法

提案書のうち、市が様式を指定したものについては、各情報が保存されている CD-ROM を 1 枚提出すること。

なお、使用するソフトは、文書ファイルは Microsoft Word、長期収支計画は

Microsoft Excel を使用すること。

(7) その他

各提出書類を作成の際には、以下の項目に留意すること。

ア 言語及び単位

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は SI 単位とすること。

イ 用紙

原則として A4 版を縦に使用し横書きで記述すること。なお、定められた様式を使用する場合は、1 様式につき 5 枚以内とし、具体的かつ簡潔に記載すること。ただし、様式に枚数等の指示がある場合は、それに従うこと。

ウ 図面

図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

エ 会社名等がわかる表記の禁止

市が指定した部分を除き、ロゴマークの使用を含めて、入札参加者名（構成員名を含む。）がわかる記述をしないこと。

12 事務局

本件の事務局の連絡先は以下のとおりである。

富士見市教育委員会総務課

所在地 : 〒354 - 0021 埼玉県富士見市大字鶴馬 1873 番地 1

電話 : 049 - 251 - 2711 (内線 613)

ファクシミリ : 049 - 255 - 9635

電子メール : f-pfi@wing.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.city.fujimi.saitama.jp/06kyouiku/pfi.html>